

## 令和6年度第1回いじめ対策総点検（報告）

- 1 日 時 令和6年8月2日（金）14:00～16:00
- 2 場 所 県立新津南高等学校 応接室 及び 視聴覚教室
- 3 訪 問 者 県教育庁生徒指導課 いじめ対策室 指導主事 2名
- 4 参 加 者 P T A会長（オブザーバー）  
校長、教頭、いじめ対策推進教員、生徒指導主事  
1学年所属職員、2学年主任、3学年主任 計8名
- 5 内 容
  - ・いじめ対策組織の会議記録等の確認及び保管について
  - ・校内での役割分担（いじめ対策推進教員の役割）について
  - ・事案発生時の校内対応について
  - ・いじめ対策組織の会議記録の作成・保存について
  - ・スクールカウンセラーのかかわりについて
  - ・いじめ事案についてのグループワーク
- 6 指 導 事 項
  - ・校内研修(職員)時に不在であった職員への情報共有の徹底
  - ・スクールカウンセラーとの情報共有
  - ・アンケート実施に関する工夫
  - ・校内マニュアルを用いた職員のロールプレイの実施
  - ・生徒への担任面談等の年間計画周知
  - ・未然防止教育の徹底
  - ・いじめに関する生徒指導の重層的支援構造の確認

今回のいじめ総点検を活かし、生徒が安心安全に楽しい学校生活を送るよう全職員でいじめを許さない学校作りに取り組んでまいります。

### 【いじめの定義】

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

### 【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

「新潟県いじめ防止基本方針」（令和3年7月改定）より